

横浜市大倉山記念館 第4期指定管理者公募に係る質問及び回答

No	書類	ページ	項目	質問内容	回答
1	公募要項	7	(7) 修繕等	指定期間の合計金額が 500 万円以内は指定管理者、500 万円以内を超えた部分の取扱いについては、横浜市と指定管理者の協議により定めることとします。とありますが、例えば1年目に500万円を超えた場合は、それ以降は毎回協議となるのでしょうか？ それとも、年度ごとの限度額があるのでしょうか？	年度ごとの限度額はございません。限度額を超えた部分の取り扱いについては、毎回協議となります。
2	公募要項	10	(4) 応募手続きについて ア 申請書類	(写しはクリップ留めのもの1部を除き、2部はページ数及びインデックスを付してファイル綴りをしてください。)とありますが、写しにはページ数も記載しない、という認識でよろしいのでしょうか？	写しの書類のうち、1部についてはインデックスもページ数の記載もせず、クリップ留めになります。
3	公募要項	11	イ 提案書類	「団体名や施設名を消し、団体が特定できない状態」とありますが、施設名とはどのようなものを指しているのでしょうか。例えば「様式11 団体の実績」で記載する同類施設の管理実績の施設名も黒塗りにする想定でしょうか。	お見込みの通りです。
4	様式集			共同事業体の場合、指定申請書の申請者団体名には共同事業体名を書けば良いのでしょうか。	お見込みの通りです。
5	様式集			提案書類の文字のサイズの指定があれば、ご教示願います。	指定はございませんが、読みやすい提案書を心掛けてください。
6	様式集		様式8 1. 基礎単価	基礎単価は大倉山記念館での単価なのか団体全体での単価なのでしょうか。	単価の設定は審査対象である収支計画に関わるため、回答は控えさせていただきます。
7	様式集		様式8 2. 雇用形態別の配置予定人数	正規雇用と臨時雇用の区分はどのような基準で分ければよいのでしょうか。	「指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き」に記載の通りです。
8	関係資料集	27	(2) 大倉山記念館指定管理者公募における同類施設の考え方 イ 補足事項	応募者において同類施設の管理実績があると判断した場合は、客観的な評価資料の提出をお願いします。とありますが、公的な評価表などを提出する場合は、様式11に記載すれば良いのでしょうか？	お見込みの通りです。